



## 現代柔道における武術性の意味 : 当身と学校体育をめぐって

著者	大辻 新恭, 小田 伸午
雑誌名	人間健康研究科論集
巻	2
ページ	59-73
発行年	2019
その他のタイトル	The Meaning of the Martial Arts in Judo: Aspects on Atemi-Waza and Physical Education
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00017075">http://hdl.handle.net/10112/00017075</a>

## 研究ノート

現代柔道における武術性の意味 ―当身と学校体育をめぐって―

大辻新恭<sup>1</sup>、小田伸午<sup>2</sup>

### 抄録

柔道は古来の武術と競技スポーツという二つの側面が保持されていたはずであったが、その普及に伴い柔道の競技的側面が肥大化した。その結果、現代柔道にはその指導理念、指導方法において武術性という視点とその応用が欠落していったのではないかと考えられる。

そこで、本研究では、現代柔道における武術性の意味を、当身技に焦点を当て、それが武術性からこれまでどのように解釈され、扱われてきたのかを明らかにしたうえで、学校教育にどのように導入すべきかを提案することを目的とした。

その結果、柔道における武術性は技術の捉え方をめぐる問題が存在すると考える。嘉納治五郎は柔術のとりわけ殺傷性が高い当身技といった技術を形で学ぶことで、安全性を確保しながらも、武術性を社会生活につながるための精神修養として捉え、教育としての柔道を確立しようとしたことにある。一方で、現代柔道に受け継がれた武術性は、特に学校管理下における教育としてその道徳的価値ばかり強調される。このことは、学校体育で武道が必修化された背景において、日本における伝統文化として武道を学ぶところに教育的意味があると考えられているからであろう。

上記を踏まえて、当身技を形として中学校体育における柔道に取り込むことによって、現代では失われつつある柔道における武術性を学習することが可能になると考察した。

**キーワード：武術性、当身技、学校体育**

---

<sup>1</sup> 関西大学大学院人間健康研究科 博士課程前期課程修了生

<sup>2</sup> 関西大学大学院人間健康研究科

## The Meaning of the Martial Arts in Judo: Aspects on Atemi-Waza and Physical Education

Niina Ohtsuji and Shingo Oda

### Abstract

Although Judo should have held two aspects of ancient martial arts and competitive sports, the competitive aspect of judo enlarged with its spread. As a result, it seems that Judo today has lacked the viewpoint of martial arts and its application in its guiding principles and teaching methods.

Therefore, in this research, we focused on the technique of martial arts in Judo today, focused on Atemi-waza, clarified how it has been interpreted and treated from martial arts so far, In order to propose how to introduce it.

As a result, we think that there is a problem concerning how to capture technology in martial arts in Judo. Jigoro Kano learns skills such as highly skilled technique of Jujitsu, in particular, by leaning Kata as a spiritual training to bring martial arts into social life, while securing safety, and educating Judo as an education we are trying to establish it. Meanwhile, the martial arts inherited to Judo today are emphasized, in particular, its moral value as education under school management. This is probably because it is thought that there is an educational meaning in learning Budo as a Japanese traditional culture in the background that the Budo was compulsory in physical education.

Based on the above, we considered that it becomes possible to learn the martial arts in Judo being lost in nowadays by incorporating Atemi-waza as a Kata into Judo in junior high school physical education.

**Keywords:** Martial Arts, Atemi-Waza, Physical Education

## はじめに

有山ほか（2016）は、古流武術が競技化されないまま受け継がれている柔術については、柔の理（注1）がその修行者に継承されていることが伺えるが、同じく古流武術に源流を持ちながら現代において競技スポーツとして普及している柔道については、柔道選手の柔の理の定着度が一般人よりも低く、レスリング選手と同じレベルに過ぎないことを実証し、少なくとも競技柔道においては柔能く剛を制す動きが形骸化している恐れがあるという実態を明らかにした。

つまり、柔道は古来の武術と競技スポーツという二つの側面が保持されていたはずであったが、普及に伴い柔道の競技的側面が肥大化した。その結果、現代柔道にはその指導理念、指導方法において武術性（注2）という視点とその応用が欠落していったのではないかと考えられる。

この武術性の欠如の背景には、柔道における技術の捉え方をめぐる問題が存在するのではないだろうか。

井上（2004）によれば、武術である柔術を近代化したのが嘉納治五郎（以下「嘉納」と略す）であり、彼が創始した講道館柔道であるとし、その柔術について、柔術家であるK・ヒガシ氏の説について次のように紹介している。

柔術はもともとスポーツではない。日常の行住坐臥のなかで、いかなる攻撃にも即応できる高度な自衛の術である。だから、柔術家はまずダメージを受けずに倒れる技術（受身）を学ぶ。また相手の力を利用して相手を倒す技術に熟達すれば、体重や体力の差も問題ではなくなる。さらに武術としての柔術には、相手に致命的なダメージを与える関節技や当身技（注3）などもあり、また秘伝として代々伝えられてきた高度な技もあるが、それらはしばしばあまりに危険なので、とてもリングの上で使うことができない。（2004：71）

この当身技について、野瀬・木村（1991：80）は、講道館柔道では、投技・固技・当身技により成り立っていたとし、「当初の柔道では、修行はほとんど『形』のみであったものを、『精力善用・自他共栄』を目的として乱取りを取り入れた。乱取りでは、危険であるという理由から当身技と肘関節以外の関節技は除かれ、これらは『形』の中で修行するものとされた」と乱取において当身技が禁止された理由について述べている。

さらに、藤堂（1981：41）によれば、嘉納は教育としての柔道を考えたため、柔術にはあった武士道の徳目のうち、誠・仁義・忠・静・未発の中和などを省き、礼儀・勇気・親切・自

制・愛国心などを生かして、精神修養論を説いたという。つまり「嘉納師範は、柔術時代の『柔の理』を一步進めて『精力善用、自他共栄』を説き、柔の理を単に技術上のみならず社会生活上にまでおし広げ、応用面を拡大したといえる」と教育のために技術と精神修養を融合させたという。

上述のことを踏まえて、柔術と柔道に関するちがいを整理しておこう。まず武術における柔術は、個人の精神修養を説くことに重きを置き、高度な自衛のために、相手に致命的なダメージを与える殺傷性の高い技を保持していることである。一方、柔道は、柔術を近代化するうえで、柔術における柔の理の武術性を保ちつつも、殺傷性の高い当身技といった技術をどのように取り扱うかをめぐって議論し、教育として社会生活につながるための精神修養論（精力善用・自他共栄）を提唱したことにある。

そこで本研究では、現代柔道における武術性の意味を当身技に焦点を当て、それが武術性からこれまでどのように解釈され、扱われてきたのかを明らかにしたうえで、学校教育にどのように導入すべきかを提案することを目的とする。

## 1 武術性としての当身

### 1.1 柔術における当身技

嘉納は明治10年（1877年）に古来の柔術である天神真楊流を福田八之助から学び、師を亡くした後、新たに起倒流を飯久保恒年に学んだ。天神真楊流は、当身と喉を絞める等の荒っぽい柔術であり、起倒流は、払腰や捨身技といった投技に優れた柔術であるとし、嘉納が興した講道館柔道は、技術的には、この天神真楊流と起倒流の柔術の長所を採り入れた（藤堂、1986）。

この嘉納が学んだ天神真楊流と起倒流の異同について、桐生（2010：90）は「起倒流は、自他共に甲冑を身にまもって組討を狙う鎧組討技であり、甲冑を着用すれば当身技に対しては強いが、一方でバランスを崩すと立て直せないといった弱みも出てくる。そのため、起倒流では前後左右に偏らない姿勢を如何に維持し、また相手の姿勢をいかに崩して投げるかという点を重視していた。嘉納は『起倒流の形』は学校体育として幾つか欠点があるとしながらも、高尚な理論を有するとして『古式の形』として継承し、乱取技としては『横分』、『谷落』といった横捨身技や『背負投』を採用していった。次に、天神真楊流は、甲冑を脱いだ平服の状態での攻防を前提としており、甲冑を着なければ素早い体捌きは可能だが、武器は勿論のこと相手の当身技など攻撃からは弱くなる。そのため、天神真楊流では座った状態、立った状態、相手が武器を持っている状態等々、様々な状況を想定した124の『形』が存在した。その技術は急所への当身技や関節を極めながらの投技等、いずれも殺傷性の高いもの

ばかりであったため、嘉納は学校体育としては採用不可と判断し、殺傷性を減らして肘関節のみを極める技に改変し、『極の形』という名称で主に高段者が修行する『形』とした。乱取技としては真捨身技としての『巴投げ』や『大外刈』、『肩車』などの技が天神真楊流の影響を受けている」と述べる。

以上のように、どちらの柔術も当身技を中心とした攻防の想定をしており、当身技の性質である殺傷性の高さが窺える。

## 1.2 「形」としての当身技

嘉納が当身技を武術としての柔道において、どのように対処すべきかと考えていたかを嘉納自身の言説を対象に工藤（2016a）が調査した。それによると、相手を悶絶させたり、気絶あるいは殺してしまうような危険な技術を嘉納が当身と認識していたことや、形の実演として打・突・蹴という当身の攻撃への対策を講じていたことが明らかにされた。つまり、嘉納はその当身の対処法については形稽古で練習すべきと説いているのである。

この「形」について、桐生ほか（2012：130-131）は、「嘉納は柔道において、乱取と『形』を合わせて修行することを奨励し、講道館創設当初は乱取の合間に『形』を編み込んで教える方法を取り、修行者が『形』を閑却することのないように工夫した」と述べ、「その背景には全ての柔道修行者に『形』と乱取を合わせて修行させ、『自らの本体を守り、相手の本体を崩して投げる』という正しい投技の術理を学ばせようとする嘉納の柔道普及戦略があった」と述べている。

しかしながら、工藤（2016a）によると、当身技が危険であることから、当身技は乱取という稽古体系に盛り込めず、形稽古に当身技の攻防の技術を盛り込んだが、修行者は嘉納の再三の注意にもかかわらず、乱取（競技）を重視したと論じている。また松原（2006：166）は「嘉納は日頃の稽古でも、いや競技としての試合においてすら、反則の領域にある『真剣勝負』を常に意識しなければならない、と説いていたのである。しかもそうした反則は『形』で普段から身近なものとしておき、いざというときの護身に役立てよ」と形について反則の領域でもあり、護身に役立つものでもある形を身近なものとしておくべきであると述べている。

このように修行者が形を軽視する傾向に対して、嘉納が形を重視せよと注意を喚起したことは、嘉納が捉える柔道には当身技の動作への理解が欠如してはならないとの主張があったと考えられる。当身技は現代の柔道では反則技ではあるが、当身技の原理を理解して柔道に取り組むか取り組まないかの姿勢には大きな違いがあると考えられる。

このことは、嘉納が武術としての柔道を追求する中で、いかに当身技に対して安全的配慮を考えながら、武術性という範疇に取り組むかを考えた上での判断であったのではないかと

考える。もし形稽古よりも実戦型の乱取稽古に当身技を盛り込めば、他の武術と差異がないことになる。嘉納は考えたものと思われる。ここに嘉納が実戦性・殺傷性の高い当身技を実戦型の乱取稽古から排除し、形稽古で練習すべきとしたことで、武術性を受け継ぎながらも、安全性に配慮した柔道を誕生させた意図があると筆者は推察する。

ちなみに、特定非営利法人日本合気道協会によれば、富木謙治（以下「富木」と略す）（注4）は、嘉納の柔道に学び、後に富木合気道と呼ばれる合気道を確立したのであるが、それは、大きく「乱取り」と「形」（約束稽古）の練習方法を併修する点にある。柔道における「乱取り」は互いに襟袖をもって組み合い、投技と固技によって実力を養うものであるが、富木合気道における「乱取り」は互いに離れた状態、特に当身技が届く・届かないといった剣道に云う「一足一刀」のぎりぎりの位置から、当身技と関節技を錬磨しあう点にその特徴があるとされている（特定非営利法人 日本合気道協会，1974）。

### 1.3 姿勢と当身技

その富木によれば、武術は封建時代に育まれたもので武士道の論理を背景とし、その修行は義務の勇者たる武人的性格陶冶の手段とされたが、現代の教育目標は平和的民主社会の構成員としての資質育成にあり、この指導理念に立たなければならないと社会における武術の意味について論じている（富木，1957）。また、古流柔術の技術を、（一）、離れて打ち、突き、蹴る、（二）、組んで投げ、抑え、絞め、挫く、（三）、各種の武器をもつ相手に対してもこれらの技を発揮するばかりでなく、時には自分も武器を使うと三つに分類し、その技術内容の優秀性を分析する際に、二つの要素である相手の力学的弱点や相手の生理的弱点を攻めるとし、これらの古流柔術の体育化を図ったのが、嘉納が創立した柔道であると述べる。その柔道は古流柔術の技術の中から、特に（二）にある投げることと抑えることの技を競技として成立するように改編したことにより、相手の生理的弱点を攻める当身技や関節技の大部分を除き、もっぱら投技と固技とに限定し、お互いが襟と襟とを握り合って技を施す方式である組方の教育体系を規定したという。

しかしながら、当身技や関節技には、広く体育的に見て多くの学ぶべきものがあるという。つまり、富木は嘉納が創立させた柔道を柔術の近代化の中での体育化を図ったことに焦点を当て、嘉納が説く柔道原理や体育の分野においては、当身技や関節技をただの殺傷性の高いものとするのではなく、それらを体の運用、力のはたらき、技の妙味などという武術性に優れたものとし、これらのものを今日の体育的方法で生かすことが、我々に残された課題であると述べる。また柔道体操における技をかける一瞬前の動作に、かかり易い姿勢の崩れをとらえ、この勝機を「つくり」と称したとも述べている。

富木（1976：5）は、「当身技における『つくり』は、相手の守っている間合を破って主導

権をにぎることが『つくり』であり、関節技における『つくり』は、さらに相手の腕に組みついた瞬間のつかみかたによる、『崩し』かたの研究を要する」という。

このように、富木は柔術を踏まえた柔道に、殺傷性が強く危険性が高いとされる当身技や関節技を如何にして練習体系に取り入れるかを追求したことが窺える。それは富木が当身技や関節技が武術性として価値あるものとして重きを置いたからこそ、それを活かせる方法を生涯に渡って考究し続けたからではないだろうか。

さらに、富木（1979）は、当身技と関節技の「つくり」（注5）の重要性について説いている。当身技と関節技である技の大部分は形の練習に属するので軽視される。その理由として、形に属する技は競技の練習体系から除外されていること、そして形だけの練習では実力がつかず、活用も出来ないと考えられるからであるという。さらに、昔の柔術の極意として、自然本体（柔道では自然体）は心の構え、柔能く剛を制するは柔（やわら）の原理とし、この極意も「つくり」に秘められているという。

また富木（1976）は、この自然体とは、正しく立った姿勢であって、体の重心がおのずから臍下丹田におさまる立ち方であり、攻防に即応する自在な姿勢であると述べる。

また工藤（2016a）は、嘉納が当身の攻撃に対する自然体の構え、姿勢の重要性を説いていたことを明らかにした。つまり、嘉納が武術としての柔道に不可欠な要素は、予測不可能な当身技の攻撃に対しても、軽妙自在な体捌きでよけることであるといい、そのために嘉納は自然体を重要視しており、自然体こそ如何なる攻撃に対しても変化して対応することが可能な理想の姿勢だと考えていたと述べる。この自然体の姿勢が保たれてこそ、富木の考える「つくり」にも効果があるものと考えられる。

この姿勢について、工藤（2015：163）は、「技術的な面について、合気武術で力を用いる際には、地球の重力に逆らわない方向に用いること、力を分散させずに一方向に集中させ続けることが重要である。それを技術として端的に示すのが、一点一方向の力によって相手の姿勢を崩し、倒すのが当身技である」と述べる。さらに工藤（2015：147）は、「合気武術で用いられる力も、引いたり押したりしながらも下方向に用いられることが多いこと、そして力は重力に逆らわずに発揮することで大きな効果があり、同じ力でも用いる方向により結果が異なる」という。

以上のことから、当身技は危険性を伴う技であることから、現代の競技柔道では反則であり禁止技とされているが、嘉納と富木の二人とも、当身技をただの殺傷性の高いものとするのではなく、それらを柔道原理や体育の分野において、体の運用、力のはたらき、技の妙味などという武術性に優れたものと考えており、形に取り入れたり、姿勢の対応に活用しながら、柔道にその武術性を反映させようと試行錯誤した姿勢が見て取れる。



## 2 学校体育における武術性

### 2.1 柔道事故と指導

山本・中井（2012：9）によると、「学校教育の現場において、柔道は教科活動である体育授業と教科外活動における部活動の両側面から行われている」と述べる。とりわけ教科活動としての柔道は、平成20年（2008年）に中学校学習指導要領の改訂により武道が必修化され、わが国固有の伝統と文化が強調されたことや武道に内在する教育的価値に重点が置かれたとし、武道は武術から人がより良く生きるための方法・原理を習得し活用することが求められ、武道を学習することは21世紀の教育目標であり、この改訂で強調された生きる力の獲得を促進する一つの要因になるとされていると述べる。

ところが、内田（2013）が柔道死亡事故のエビデンスを提示したことにより、学校教育下における柔道現場の実態が明らかとなった。それによると、昭和58年（1983年）から平成23年（2011年）の29年間において、学校管理下の中学校・高等学校での柔道死亡事故が118件起きていることが報告されている。

この原因について、山本・中井（2012：10）は武道必修化の課題の中で、「とりわけ柔道においては、必修化の課題の1つとして、多くの（保健体育科）教員がこれまで本格的な柔道の経験がなく、そのため学習者に対して安全で効果的な学習内容を提供することが困難である」と警鐘を鳴らしている。

しかし、内田（2013：106-107）によれば、「（柔道事故の）エビデンスから見えてくるのは、初心者教師の指導力よりもベテラン教師の指導力の問題である。なぜなら、死亡事故の大半は保健体育の授業ではなく、部活動において発生している」と述べ、「初心者教師への不安が高まるいっぽうで、見落とされてきたのが、柔道経験者（有段者や実力者）の存在である。保健体育科の教師は柔道初心者であるとしても、部活動の顧問教師は柔道経験者であることが多い。その部活動において、圧倒的に多くの事故が起きているのである。これまでのエビデンスに従うならば、安全指導の研修が必要なのは、保健体育の教師ではなく、柔道部を担当する教師のほうである」と述べる。

この初心者教師の指導力よりもベテラン教師の指導力不足の問題は、前述したように、現代柔道から武術性が欠落したことにある。すなわち、柔道の武術性である柔能く剛を制す術理を体得し、体現できるベテラン指導者が少ないことを意味しているものと考えられる。

また、文部科学省は、中学校武道場の整備補足では体育館等で武道を実践する際の問題点として、畳がずれ、隙間に足や手が挟まり、けがをする危険性があると指摘している（文部科学省，2010）。内田（2013）によると、この指摘は武道の中でも特に柔道を想定したものであるとし、ここで挙げられている事故はいわゆる負傷の事故であると述べている。

このように、柔道事故は指導者の武術性の理解不足と環境整備不足が要因であると考えられる。

## 2.2 つくられる伝統と礼における教育的意味

上記のように、学校体育で武道が必修化された背景には、日本における伝統文化としての武道を学ぶところに教育的意味があると考えられているからではないだろうか。井上（2004：172）は、今日の私達の武道観に強い影響を残しているのは、伝統の再発明であると以下のように述べている。「武道が、外来の洋風スポーツに伝来の日本精神（和魂）を注入する役割を担わされている。もともと武道は、伝来の武術の近代化という一種の和魂洋才によって形成されたハイブリッド文化であったはずなのに、その『洋才』的側面は忘却されてしまう。伝統との連続性と非連続性とをもとに主張するという、嘉納治五郎の議論に見られたような両面性も影を潜め、伝統とのつながりだけが強調される。このようにして武道は、伝統的な日本精神を具現する固有の民族文化、それによって洋風文化を『矯正』すべき規準とされ、ファシズムや軍国主義のイデオロギーに接続されていく」。このように、つくられた伝統によって、武道の教育的意味が正当化されるのである。

また、中村（2011）は、このつくられる伝統について、礼法に着目して次のように述べる。

明治末から大正期にかけて整備された武道の立礼方式は、剣道は「三節の礼」として厳格化する方向が打ち出され、柔道は自然本体からお辞儀を基本とした約30度前傾の立礼で行われた。ただし、柔道が直立（気をつけ）の姿勢から行うようになったのは昭和42年（1967年）からのことで、伝統的な礼法というよりも和洋折衷の新しい方式であると言った方が正しいかもしれない。いずれにしても、われわれが「伝統的な行動の仕方」あるいは「伝統的な考え方」と思っている所作事一つとっても、明治末から大正期にかけて西洋文明に対抗して伝統を再構築したものであることがわかっていく。（2011：7）

つまり、われわれが日本独特の伝統的な所作として認識している礼についても、近年つくられたものであり、伝統としての日本精神等の意味を有しているわけではなく、そこに教育的な意味を見出すことは難しいといえる。

また、中村（2011：5）は、「一対一でしか指導できないと思われていた武術指導に歩兵操練を援用した武術体操法が考案され、その基本動作に『気をつけ』の姿勢が位置づけられることにより、この立位姿勢からの礼法は、武道の礼法としても注目されるようになっていく」と述べ、武道における礼法は、歩兵訓練から逆輸入され変化をもたらしたと考えることができる。

さらに、野瀬（1999）よれば、江戸時代末期から明治時代初期にかけての柔術の礼は、蹲踞礼をする場合と半身になって片膝をついた姿勢よりの座礼、両膝をついて爪先立てた姿勢よりの座礼があり、講道館では草創期より両膝をついて爪先立てた姿勢よりの座礼を行っていたという。そして、講道館は昭和17年（1942年）12月に左座右起という柔道共通の座礼とした。この座礼時の姿勢は足の甲を畳につける正座姿勢へと変わったという。立礼は大正時代に行われるようになり、現代柔道は競技化・国際化が進むにつれて立礼が指示されるようになったと述べる。また、現在の礼は試合や練習の作法として取り扱われ、それを怠っても罰せられないため、形式的なものになっていると指摘した。

このように時代に伴って礼法の形式を変容させてきた柔道は、伝統文化としての教育的意味を見出すことは安易ではないと思われる。

### 2.3 柔道の学習における武術性

それでは、柔道にどのような教育的意味を見出すことができるのだろうか。井上（2004：112）は、「嘉納はもともと、柔道は体育・勝負・修心の三位一体の修行であるとしており、その意味では早くから修養主義的な傾向を示していたといえる。そのことが、新しい有為な人材を求める国家的要請にマッチし、講道館柔道の発展の一因となったわけだが、逆にその発展のなかで修養主義的傾向が強化され、人格の陶冶と社会への貢献ということがますます強調されるようになった面もある」と述べる。このようにして、柔道は学校教育の中でその存在意義を認められるようになるのである。

では、実際に学校体育の中で柔道はどのような授業展開をなされることによって、その教育的意味を伝えることができるのだろうか。有山・山下（2015）は、嘉納が伝統的に受け継がれてきた古流武術に内在する道徳的価値や体育的価値に着目し、柔術を近代スポーツの系譜に連なる運動文化として柔道へ再編し、柔道の技は梃子の原理や慣性モーメント、人体の解剖学的構造等を応用した近代的スポーツスキルという位置づけを確立したと述べる。

また、有山・山下（2015：13-14）は、「（嘉納は）古流武術から引き継いだ柔の基本原則を必勝の原則として精力善用という語で表すとともに、自他共栄という表現を用いて社会生活における課題解決の原則として活用することを提唱し、修行によって心技が一定の境地に達した結果としての人格の完成ではなく、柔の基本原則を介した精力善用と自他共栄のテクニカルな結びつきのなかで相互作用的に人格の陶冶がなされるというスキームを採用することによって、近代の学校教育に援用可能な学びの構造を創案したのである」ことを踏まえて、柔道の観点別学習評価の三つの面から発見型柔道学習を以下のように提案した。一つ目の技能の学習面では、伝統的な技や戦術を状況に合わせた力の調整をしながら相手の力を発揮させない体勢づくりをする動きを学ぶことであり、二つ目の態度の学習面では、伝統的な行動

の仕方を状況に応じた柔軟な対応をしながら融和状態をつくる姿勢を学ぶことであり、三つ目の知識・思考・判断の学習面では、学習ノートやグループワークの中で、一つ目と二つ目の学習を通した学びより、古流柔術から引き継いだ柔の基本原理があることや、それが日本人の日常の行動様式にしばしば影響を与えていることなどを発見する学習が位置付けられることであると論述している。

では、武道の教育的意味について学習指導要領では、どのように解説されているだろうか。

武道が必修化された平成 20 年（2008 年）の中学校学習指導要領解説保健体育編には、武道は相手を尊重することや自分で自分を律する克己の心を表すものとして礼儀を守る考え方、そして技能の習得などを通して礼法を身に付けるなど人間としての望ましい自己形成を重視することが謳われている（文部科学省，2008）。また、平成 29 年（2017 年）の中学校学習指導要領では、武道は技能の習得などを通して、人間形成を図るという考え方があり、伝統的な行動の仕方を守ることで、自分で自分を律する克己の心に触れることにつながることを理解し、取り組めるようにすると謳われている。また指導として、礼に始まり礼に終わるといわれるように、礼を重んじ、その形式にしたがうことによって、自分を律するとともに相手を尊重する態度を形に表すことができ、技の習得と関連付けて指導することが大切であると述べられている（文部科学省，2017）。

このような学校管理下における武道領域の学習分野である柔道は、わが国の伝統を継承するため、あるいは道徳的価値の習得や人格形成に重きを置き、そこに教育的価値を見出す指導カリキュラムが組み立てられていると考えられる。

つまり、中学校の学習指導要領では、武道領域に求められる一つの教育的意味として、技能（技）と礼法を通して、道徳的価値の習得を含む人格形成をすることであると述べられている。しかし、そこでは、どのような技能（技）によって、どのような教育的価値を学習することができるのかについては言及されていない。とりわけ、「形」については、学習指導要領では技能（技）として取り入れられていないので、これまで検討してきた当身技の「形」の教育的意味について考える。

嘉納は柔道を体育として展開するために精力善用国民体育を提唱した。その内容は、井上（2018：119-120）によれば、柔道は「まず大きく『単独動作』と『相対動作』に分かれ、さらにそれぞれが『第一類』と『第二類』に分かれており、全部で四種類の運動から成っている。単独動作は一人でおこなう動作、相対動作は二人で組になっておこなう動作である。単独動作は講道館柔道の『当身技』の形に基づいている。『当身技』は、『投技』および『固技』と並んで講道館柔道の技の三大カテゴリーの一つだが、乱取りや試合では危険技として禁止されている。形としてだけ残されてきたこれらの技を体育として復活させようと嘉納は考えた。旧来の柔術を『今日の社会に最も適當するように組立て』るに際して、安全への配慮か

ら当て身を形だけに限定したのは嘉納自身だが、その一方で彼は、本来の姿からいえば『当て身を欠いた武術は、不具の武術である』とも考えていた。そこで、当て身技を体育の目的に沿って復活させ、誰もが簡単にその基本を学べるようにしようとしたのである」という。

このように、当身技は現在では危険技として禁止されているが、当身技を形に限定することで、武術性としての学習価値があると嘉納は考えたのである。また、学校管理下にある教科活動である柔道と課外活動である柔道の部活動とは、柔道に求める専門性が異なると考える。ただし、指導者の保健体育科教員と柔道部を担当する教員は、形としての当身技を理解し、指導に臨む必要がある。つまり、指導者が形を通して柔道の当身技の武術性を学ぶことで、学習者に対して、柔道の武術性や臨機応変に対処できる指導方法の考案ができることにより、学習者が柔道の精神を学ぶことができると考える。

### 3 まとめ

柔道は古来の武術と競技スポーツという二つの側面が保持されていたはずであったが、普及に伴い柔道の競技的側面が肥大化した。その結果、現代柔道にはその指導理念、指導方法において武術性という視点とその応用が欠落していったのではないかと考えられる。

そこで本研究では、現代柔道における武術性の意味を、当身技に焦点を当て、それが武術性からこれまでどのように解釈され、扱われてきたのかを明らかにしたうえで、学校教育にどのように導入すべきかを提案することを目的とした。

その結果、柔道における武術性は技術の捉え方をめぐる問題が存在すると考える。嘉納は柔術のとりわけ殺傷性が高い当身技といった技術を形で学ぶことで、安全性を確保しながらも、武術性を社会生活につながるための精神修養として捉え、教育としての柔道を確立しようとした。一方で、現代柔道に受け継がれた武術性は、特に学校管理下における教育では、その道徳的価値ばかり強調される。このことは、学校体育で武道が必修化された背景において、日本における伝統文化として武道を学ぶところに教育的意味があると考えられているからであろう。

したがって、中学校の学習指導要領の保健体育では、武道領域に求められる一つの教育的意味を、柔道は技能（技）と礼法を通して、道徳的価値の習得を含む人格形成をすることでであると述べられている。しかし、そこでは、どのような技能（技）によって、どのような教育的価値を学習することができるのかについては言及されていない。とりわけ、「形」については、学習指導要領では技能（技）として取り入れられていない。

嘉納が考えたように、武術としての柔道では、当身技を形に限定することで、より高度な武術性を学べる点に意味があると考えられる。その意味で、中学校の武道の必修化における

柔道で、形としての当身技を指導内容に導入することで、日常においても不測の事態に常に備え、危険に柔軟に対処できる柔道の精神を学習することが可能になると考える。

ただ、当身技の性質である体の運用、力のはたらき、技の妙味などという武術性とはどのような技能（技）であるのか。そして現代柔道において、どのような指導理念、指導方法によって武術性を教えていくのか。これらの点について、さらに研究を進めていくことが課題として浮かび上がった。

## 注

（注1）柔の理とは、「柔能く剛を制す」と言われるように、相手の力に順応し、その力を利用して相手に克つという極めて運動学的な理論であると考ええる。

（注2）武術性とは、柔の理を含む体の運用、力のはたらき、技の妙味などの原理であると定義づける。

（注3）引用した文献に当身とあるものは当身と表記し、それ以外は当身技と統一して表記する。

（注4）富木謙治（1900-1979）は、幼少期から大正15年（1926年）頃まで嘉納に柔道を学び、大正15年（1926年）の秋に合気柔術（合気道）の創始者である植芝盛平と出会い、入門し、生涯を通じて、独自の武道技術論を構築した（工藤，2016b）。また志々田（1981）によると、富木の研究者としての出発は昭和12年（1937年）頃と推測され、人生の前半を実践的武術に取り組み、後半はその実践をもとに研究活動に専念したと考えられる。

（注5）「つくり」とは相手の攻撃力を封じて技をかけるチャンスをつくることである（富木，1979）。



## 文献

- 有山篤利・山下秋二（2015）教科体育における柔道の学習内容とその学びの構造に関する検討. 体育科教育学研究, 31（1）：1-16.
- 有山篤利・島本好平・中西純司（2016）「柔の原理定着尺度」の開発を通じた柔道の学習内容の提示. 体育学研究, 61：421-433.
- 井上俊（2004）武道の誕生. 吉川弘文館.
- （2018）嘉納治五郎の国民体育構想とオリンピズム. 小路田泰直ほか編著, 〈ニッポン〉のオリンピック：日本はオリンピズムとどう向き合ってきたのか. 青弓社：113-130.
- 桐生習作（2010）嘉納治五郎の柔術修行とその展開に関する研究. 工学院大学普通課程研究, 48（1）：79-92.
- 桐生習作・村田直樹・藤堂良明（2012）嘉納治五郎の「形」の普及戦略に関する研究：「起倒流の形」から「古式の形」への展開に着目して. 武道学研究, 45（2）：119-133.
- 工藤龍太（2015）合気道史における海軍大将竹下勇の覚書『乾』、『坤』（1930-1931年）の研究. スポーツ科学研究, 12：145-169.
- （2016a）植芝盛平の当身對抗技の技術史的研究：嘉納治五郎が追求した武術としての柔道との関係を中心に. 武道学研究, 48（3）：121-134.
- （2016b）富木謙治の武道技術論の出発点と戦前における展開：嘉納治五郎の「武術としての柔道」論の継承を中心として. 体育学研究, 61：681-700.
- 松原隆一郎（2006）武道を生きる. NTT出版.
- 文部科学省（2008）中学校学習指導要領解説保健体育編. 東山書房.
- （2010）中学校武道・ダンス必修化に向けた条件整備：中学校武道場の整備促進.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/\\_icsFiles/afiedfile/2010/07/05/1294568\\_4\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afiedfile/2010/07/05/1294568_4_2.pdf)  
（参照日 2018年10月26日）
- （2017）平成29年改訂中学校学習指導要領解説：保健体育編.  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afiedfile/2018/05/07/1387018\\_8\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2018/05/07/1387018_8_2.pdf)  
（参照日 2018年10月26日）
- 中村民雄（2011）中学校武道必修化について：—武道の礼法—. 武道学研究, 43（2）：1-11.
- 野瀬清喜・木村昌彦（1991）国際化初期の柔道と現代柔道との比較. 埼玉大学紀要, 40（1）：79-90.
- 野瀬清喜（1999）柔道における礼法の変遷と取り扱いについて. 埼玉大学紀要, 48（1）：95-107.
- 志々田文明（1981）富木謙治研究（1）：—「柔道第二乱取法」を中心に—. 武道学研究, 13（2）：115-117.
- 特定非営利法人 日本合気道協会（1974）富木合気道とは.  
<http://aikido-kyokai.com/aikido/ideology/>  
（参照日 2018年5月30日）

- 富木謙治 (1957) 新しい体育としての「柔道体操」の意義並に教育体系. 体育学研究, 2 (7) : 230-232.
- (1976) 「柔道原理」とは何か. 武道学研究, 8 (3) : 1-6.
- (1979) 「当身技」「関節技」の「つくり」の重要性について. 武道学研究, 11 (4) : 73-74.
- 藤堂良明 (1981) 講道館柔道の思想的背景について：一柔術から柔道へ一. 武道学研究, 14 (1) : 36-43.
- (1986) 嘉納治五郎の柔道観（その1）：柔道の目的と乱取、形の練習方法について. 仙台大学紀要, 18 : 1-9.
- 内田良 (2013) 柔道事故. 河出書房新社.
- 山本浩二・中井聖 (2012) これからの体育科教育に求められる柔道についての一考察. 近畿医療福祉大学紀要, 13 (2) : 9-16.